

チェック=Y 日付け=2019/06/26

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗に関し大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号および第 6 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和元年 6 月 18 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フタバヤ長浜店 長浜市八幡中山町 1141 番地の 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社
フタバヤ 長浜市八幡中山町 1141 番地の 1 代表取締役 森克幸
- 3 変更した事項
 - (1) 変更前
 - ア 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 154 台
 - イ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 70 台
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 届出書の添付図面記載のとおり 3 か所
 - (2) 変更後
 - ア 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 154 台
 - イ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 70 台
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 届出書の添付図面記載のとおり 4 か所
- 4 変更年月日 平成 20 年 12 月 1 日
- 5 変更の理由 お客様の利便性向上のため
- 6 届出年月日 令和元年 5 月 20 日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町 632 番地
 - (2) 縦覧期間 令和元年 6 月 18 日から令和元年 10 月 18 日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和元年 10 月 18 日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号